

# 令和7年度 第2回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会議事録 ( 電線・ケーブル製造業 )

1 開催日時 令和7年9月30日（火） 13時20分～17時05分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	恒岡 純子	西川 昇吾	向山 富雄
労働者代表	館 麦	前田 良彦	山本 晃久
使用者代表	桑原 一暁	中村 和仁	廣澤 英幸

4 議題

- (1) 金額検討
- (2) その他

5 開 会

(室長補佐)

只今から、令和7年度第2回三重県電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会を開催させて頂きます。

本日の委員の出席状況でございますが、本日は、三重地方最低賃金審議会三重県電線・ケーブル製造業最賃専門部会運営規程第5条第1項に規定するテレビ会議システムを利用して恒岡委員が出席されています。恒岡委員、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

従いまして、この部会は、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たし、有効に成立しておりますことを、御報告させていただきます。

これより議事に入りますが、議事進行につきまして部会長よろしくお願ひいたします。

6 議 事

- (1) 金額検討  
(部会長)

委員の皆様、本日もお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます

ざいます。

先日の合同部会で部会長を仰せつかりました西川でございます。

円滑な審議の運営に資するよう全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、釈迦に説法なのですが、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより、特定最低賃金が必要と認めた業種について設定しているものですので、労使のイニシアティブ発揮により、全会一致の白丸での結審を目指していきたいと考えております。

先日の合同部会におきましては、予備日を含めて第4回までの開催日程を決定したところですが、出来るだけ早い時期に具体的な数字を出していただきまして、合意点を見出していくたいと考えておりますので、重ねて御協力をよろしくお願ひいたします。

この後から、議題の金額検討に入ってまいるわけですが、その前に、事務局から資料説明の方をお願いいたします。

(室 長)

はい。前回、第1回合同専門部会の時に資料を配付説明させていただきましたので、本日の資料はそれに追加ということで簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

御手元の方に配らせていただきました資料1を御覧ください。「最近の東海財務局管内の経済情勢」でございます。

総括判断では、今回（令和7年7月判断）が令和6年10月判断以来4期連続で「緩やかに回復しつつある」となっており、総括判断の要点として、「個人消費は、持ち直している。生産活動は、緩やかに回復しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しているが、企業の人手不足感は続いている。」となっております。

以下、各項目における判断と情勢でございます。

次に資料2を御覧ください。一般社団法人中部経済連合会が発行している「経済調査月報（2025年9月）」でございます。

7ページにございます経済産業局基調判断ですが、「当地域の景気は、持ち直している。」「生産動向は、主力の輸送機械は緩やかな持ち直しに足踏みがみられる、生産用機械は横ばい、電子部品・デバイスは足踏み状態となっている、全体として3か月連続で「緩やかな持ち直しに足踏みがみられる」との判断でございます。

「需要動向は、個人消費は持ち直している。設備投資は全産業で前年度を下回る計画となっている。住宅投資は新設住宅着工戸数が3か月連続で前年同月を下回った。輸出は2か月連続で前年同月を下回った。雇用は有効求人倍率が2か月連続で低下した。」「先行きについては、為替変動、海外経済の動向、不安定な世界情勢等によって引き続き不透明な状況が続

いており、今後の動向を注視していく必要がある。」とされています。

三重県の経済概況は、18 ページに 2025 年 7 月は「持ち直している。」となつてございます。

次に資料 3 を御覧ください。日本銀行名古屋支店公表の「東海 3 県の金融経済動向（2025 年 9 月）」でございます。【概況】は、「東海 3 県の景気は、緩やかに回復している。

個人消費は、物価上昇などの影響がみられるものの、底堅く推移している。

公共投資は、高水準で推移している。

設備投資は、増加している。

住宅投資は、弱い動きとなっている

輸出と生産は、増加基調にある。

雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。なお、各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた各国の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いている。その当地経済・物価への影響については、十分注視する必要がある。

金融環境をみると、東海 3 県の金融機関（国内銀行、信用金庫）の預金および貸出は、前年を上回っている。貸出約定平均金利は、新規・ストックとともに上昇している。企業倒産は、増勢が鈍化している。となっております。

次に、資料 4 は、当専門部会にて審議をお願いしている電線・ケーブル製造業に係る年次別決定状況でございます。

昨年は、34 円、引上げ率 3.40% で金額が 1,033 円となったところでございます。12 月 21 日からの発効となっております。

資料 5 は、金額改正の必要性を御審議いただくにあたり、参考人意見聴取をアンケート形式で行い、対象事業場から回答いただいたものとなっております。

資料 6 は、平成 14 年 12 月 6 日付けの中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告文書でございます。

先程、部会長の御発言にもありました、記 2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善の項目で、「特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、地方最低賃金審議会においては、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、一層円滑な審議と運用がなされることを期待するものである。」とされております。再確認いただくため、お配りいたしました。

資料 7 は、「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査の概要」でございます。

この調査の目的については、調査の概要 1 ページ 1 のとおりですが、審議会、専門部会においては、主に影響率、未満率を見ていただく総括表となっております。

おめくりいただいた 4 ページ目以降が総括表でございます。未満率とは、当年 6 月時点の賃金がその時点の最低賃金額未満の労働者の割合でございます。したがって、現在の 1,033 円より 1 円低い 1,032 円の行に黄色のラインを引いております。未満率は、0.1% でございます。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございました。

只今の資料説明について何か御質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、資料説明は以上とし、金額検討に入ってまいりたいと存じます。

審議の進め方ですが、先月の第 1 回合同専門部会で決まりましたとおり、まず労・使が分かれて御検討いただき、その結果を公益委員がお聞きした後、公労使が集まって審議を再開した際に労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に検討結果を報告いただく形式で進めたいと思います。

このように進めても異議ございませんでしょうか。

### — 異議なし、の声あり —

(部会長)

ありがとうございます。

それでは、このようにさせていただきたいと思います。

分かれていただく前に、労使それぞれの御意見を御伺いしたいと存じます。

まずは、労働者委員の代表の方、いかがでしょうか。

(山本委員)

本日はお疲れ様です。

本日の審議にあたり、労側を代表して決意を申し上げます。近年の物価上昇に伴い、値上がりにより、地域で働く労働者の生活は依然として厳しい状況であります。加えて人材の確保や定着という面からも特定(産業別)最低賃金の水準引き上げは、重大な課題であります。最低賃金は、労働者の生活を守る基盤であると共に産業の健全な発展に資するものであります。

労側といたしましては、労働者の生活改善と、職場の持続可能性を両立できる水準の実現を強く求め、本審議に臨んでまいります。どうぞ、公益の先生の皆様、使側の先生の皆様どうかよろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

続きまして、使用者代表委員、いかがでしょうか。

(中村委員)

使用者側を代表いたしまして、ひと言お話をさせていただきたいと思います。

今年から、特定（産業別）最低賃金は、この電線・ケーブルと輸送用の二つとなりました。この二つにつきましては、我々検討をさせていただいて必要性ありということで今日の運びになったわけでございます。地賃のところでもですね申し上げてはいるのですけれども、確かに、今、労働者側代表の方がおっしゃっていただきましたように、まれにみる物価高騰、生計費が厳しい状況というのは、十分理解をさせていただいております。

特に地賃におきましては、今回特にこの点に重きを置いて審議をさせていただいたのかなと思っております。

ただ、この特定（産業別）最低賃金につきましては、当然、この業界というところでございますので、実際、私以外二人の方はこの業界にお勤めいただいている方でございますので、その人達の実際の業界における今の経済状況、経営状況を踏まえて、これから審議を検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございました。

労側、使側の御意見をいただきました。

労使が分かれて御検討をいただくにあたり、「休会」といたします。再び、公労使が集まって審議する際には、「再開」として、審議に入ることとします。

それでは、休会といたします。

— 労使各控室へ —

— 全体会議場へ集合 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、審議を再開いたします。

それでは、まず、労働者代表委員から、個別検討結果報告を代表の方お願ひします。

(山本委員)

本日は、審議をありがとうございました。

ケーブル産業、三社が大手企業でございますけれど、企業の状況的には業績が良く、そちらも併せてケーブル産業全体も良くなっているのかなということでお話をさせていただきました。

まず、特賃の優位性についてお話をさせてもらったのですが、それを踏まえて三社の協定上の企業内最低賃金の改定額を提示させていただきました。この数字を使側さんに検討をいたしました結果、ある一定の数字を示していただいたのですが、我々は、納得はいかないものの、交渉ということで、歩み寄るスタンスで、その次に改定率を根拠として金額を改めて提示させていただきました。使側も持ち帰らせていただきたいということで申し上げられたので、我々も次回に向けて、この3名で議論をして第3回を迎えることを思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(部会長)

ありがとうございます。続いて、使用者側の代表委員より御報告をよろしくお願ひします。

(中村委員)

使用者側を代表してお話をさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。

先程、お話にもございましたが、今年は2回の金額提示もいたしましたところでございます。歩み寄りもいたしましたところでございます。私共としても色々検討をさせていただきましたのですが、今の段階では、なかなか歩み寄るというのは、難しいという判断をさせていただいております。その中で、先ほど来のお話にもございましたが、なかなか正直申しまして、他の産業との優位性を考える中で、協議をさせていただいている段階で、他の産業より優位性があると判断をさせていただいているものの、私共まだちょっと歩み寄る納得ができる材料がないのかなというところでございますので、次回3回目でどこまで歩み寄りができるか、検討の方をさせていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

## (2) その他

(部会長)

ありがとうございました。

双方の御意見を伺って参りましたが、合意にはもう少しお時間をかけた方がよろしいかと判断いたします。

時間もまいりましたので、今日のところは、これにて閉会いたします。が、冒頭にも申し上げましたように、特定（産業別）最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定に至ると言いうことが制度上の趣旨でございますので、他の側の委員皆様がより納得できるような根拠や理由をお示しいただきまして、何卒、歩み寄って全会一致で金額を決定したいというのが私の本音でございます。まだ2回目、3回目、予備日とありますけれども、皆様の御協力をですね、最後ですけれども、重ねてお願いしたく存じます。

部会は予備日を含め4回まで設定されていますが、予備日でございますので、次回の第3回目で今の考え方で結審したいと、歩み寄った御議論をいただきたいと存じます。

次回は、10月3日金曜日10時00分から、場所は 本日と同じ津第二地方合同庁舎地下共用会議室です。御忙しいところ恐縮ですけれど、御参集の程よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて終了させていただきます。

ありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

(部会長)

テレビ会議システムを利用して御出席の恒岡委員も、どうもありがとうございました。

以上